

「明治神宮競技大会」成立の歴史的意義について

Study on the historical significance of "Meijijingu Athletic Meeting".

加 賀 秀 雄*

Hideo KAGA *

This study was pursued on the viewpoint of the historical and social background concerning with establishment of "Meijijingu Athletic Meeting".

The following results were obtained from this study.

- 1) This athletic meeting was established in 1924. Its aim was to revere the Emperor of Meiji.
- 2) As the many people were the state of leading a comfortable life, gradually they began to concern with this athletic meeting and other sports.
- 3) Therefore the government of this time made use of this athletic meeting to control the many people as a political means. And this athletic meeting continued till 1943.
- 4) It was cleared that this athletic meeting and other sports were provided by political and social factors.

はじめに

「明治神宮競技大会」(以下、「大会」)は、1924年10月30～11月3日にわたって、明治神宮外苑競技場を中心として、第1回が開催されることになった。この「大会」は、戦前における唯一の総合的なスポーツ大会として位置づけられ、以後第14回を以て中止となるまで、日本近代スポーツ史上に画期を刻する大会となった。

翻って近代日本におけるスポーツが、欧米先進諸国から受容され、当時における上層階級の育成基盤となった高等教育機関を母体として展開をし、長期にわたって「民衆不在のスポーツ」¹⁾の歩みを辿ったことは歴史的な事実であった。本稿の目的は、こうした近代日本におけるスポーツの展開過程において成立したこの「大会」の歴史的動向を、スポーツの単一事象としての把握のみにとどまることなく、この時期のスポーツをめぐる時代的、社会的要因との相互

関連の中で位置づけ、その歴史的意義を検討しようとするものである。

1. 1920年前後におけるスポーツ動向

近代日本におけるスポーツは、すでに1870年前後に欧米諸国から受容され、この時期における上層階級の育成基盤となった、高等教育機関の課外スポーツとして展開を見たところに基本的な特徴があった。

すなわち、この時期の高等教育機関として主導的な位置にあった、帝国大学における運動会設立の趣旨に示されているように²⁾、スポーツを学内において奨励することは、国家の指導層となりうる「完全充美ノ学士ヲ陶成セント期スル」ことにあり、「本会ノ天下ニ立テ最高尚ナル協会タルノ実」をあげることであった。まさに特権的な身分と結びついた権威の象徴として、スポーツが位置づけられていたことを見ることができ。

またそうしたスポーツ動向は、国内におけるスポーツ競技の中にも反映していた。とりわけ

*名古屋大学総合保健体育学科センター

* Research Center of Health, Physical Fitness & Sports, Nagoya University

国内スポーツ組織の統轄団体であり、且つオリンピック国際大会への選手派遣の母体となった、大日本体育協会が規定した「競技者資格」³⁾に鋭く反映していた。すなわちそれによれば、「競技者」は、「(1)普通競技者 (2)競技指導者 (3)準職業競技者 (4)職業競技者」の4種に類別され、「普通競技者」は、「単ニ競技ニ依テ得ラレル興味、精神的身体的ノ修練及社交的目的ノ為ニ之ヲ行フ者」とされ、「準職業競技者」は、「職業上自ラ其筋力ヲ競技ノ練習ニ利用シウル者ヲ云フ、例ヘハ車夫、郵便配達夫、牛乳配達夫、魚屋挽子等ノ如シ」と規定され、「本会ニ於テ挙行スル競技会ニハ普通競技者ノミ之ヲ許」されることとなるなど、規定にもとづく身分的な閉鎖性は、この時期におけるスポーツ動向を象徴的に示すものであった。

しかしながらそうしたスポーツ動向も、大正デモクラシー以降の労働運動や農民運動等を背景とする、民衆の生活に見られる政治的地位の向上や、経済的諸条件の改善によって、徐々に新たな展開を見るようになった⁶⁾。

このように、高等教育機関を母体として展開してきたスポーツは、1920年代にかけて、中等教育機関にまでその定着化が見られるようになり、各中学校においては、運動部の組織化が進み、校内競技や対校競技が盛況を呈するようになった。またそうした動向は、全国的に見て初等教育機関にも見られるようになり、校内競技や隣接校との対校競技を開催する地方も見られるようになった⁷⁾。

また、種目別スポーツ組織や学生スポーツ組織の大半が、この時期に設立されるにいたった。さらに、新聞にスポーツ記事やスポーツ欄が頻繁に登場するようになるのも、この時期においてであった。

こうしてスポーツは、身分的な閉鎖性を伴った高等教育機関の枠を越えて、学校教育全般にわたり、さらには地域社会へも広がりを見せる等、民衆の生活の中へ定着化を見せる状況呈するようになった。

このようなスポーツ動向の中で、政府がスポーツを政策対象とし、その推進に向けて主導

的な役割を果たす状況が生まれるにいたった。1924年に「明治神宮競技大会」と合わせて、さらに2つの政策が具体化されることになった。

その一つは、同年9月、「体育ノ普及發達ヲ図ル為メ」に、「全国体育デー」¹⁶⁾が設置されたことであった。この体育デーは、「11月3日全国一斉ニ之ヲ行フ」ものとされ、その対象は、「学校、学校衛生会、教育会其他ニ関係アル団体」とされた。そしてその活動内容として、「体育講話会、運動競技、ポスター宣伝、登山、遠足」が組み入れられていった。文部省による「全国体育デーの調査」¹⁷⁾によれば、1924年第1回全国体育デーには、全国で15,495団体が参加したことを報告している。こうして「全国体育デー」は、国家の主催行事として恒例化していくことになった。

その2つは、オリンピック国際大会に対する国民的な関心の高まりの中で、オリンピック選手派遣のために、国庫補助金の交付が具体化したことであった。オリンピック国際大会へのわが国の初参加は、1912年の第5回オリンピック・ストックホルム大会に始まるが、その派遣費は、大日本体育協会の負担に依存せざるをえない経緯をたどってきた。しかし、1924年第8回オリンピック・パリ大会からその参加にあたって、選手派遣費として国庫補助金6万円の交付が決定する運びとなった⁴⁾。この大会参加による決算額が、6万8350円31銭であったことからすれば、この国庫補助金のもつ意味はきわめて大きいものであった。またこの国庫補助金は、1925年の第7回極東選手権競技大会への参加にあたって、6万円が交付されることになった¹⁸⁾。以後、二大国際スポーツ大会に対する、政府の財政的な支援が恒常化していくことになった。

1924年に現われてきた政府によるスポーツの政策化の動向は、やがて学校体育にも波及していくことになる。すなわち、1926年「学校体操教授要目」¹⁹⁾が改正されることによって、従来から体操科教材として設定されてきていた「体操、教練、遊戯、剣道及柔道」に、初めてスポーツ教材として「競技」が加えられたこと

がそれであった。そして1928年、文部省の分課規定が改正され、明治期以降存置されてきた「学校衛生課」は「体育課」²⁰⁾となり、学校体育ならびに学校衛生行政にとどまらず、内務省において所管されていたスポーツ関連行政をも包括した、体育・スポーツ行政の一元的機構が誕生し、スポーツをめぐる制度的な基盤が確立した。

こうして、1920年代にいたるスポーツ動向は、学校教育を基盤とするスポーツの普及と、それを背景に、広くスポーツに対する国民的な関心が高まりを見せるという時代状況があり、そしてまたそれに対応して、政府によるスポーツの政策化が、具体化を見る過程として把握されるという点でも、重要な意味をもつスポーツ動向であった。

2. 「明治神宮競技大会」の成立をめぐる

すでに前述した、1924年に具体化した、政府によるスポーツの政策化の動向として、その1つは、全国体育デーの設置であり、その2つは、オリンピック国際大会への国庫補助金の交付であった。そしてその3つは、本稿において研究課題となっている「明治神宮競技大会」の成立であった。

本「大会」は、戦前における唯一の総合的なスポーツ大会として成立した点において、近代日本スポーツ史に画期を刻する大会となった。以下では、本「大会」の成立をめぐる、その趣旨及び内容について分析を試みることにする。

本「大会」は、1924年8月23日に発せられた各地方長官等への内務次官通達によって⁸⁾、開催される運びとなった。すなわちそれによれば、「明治神宮外苑に築造中の大運動競技場は大正十三年十月を以つて其工事竣成の筈なりしを以て全国の選手を東京に集め神前に於て光榮ある全国的一大競技を行ふは嘗に明治大帝の御聖徳を懐仰する所似なるのみならず国民の身体鍛練並精神の作興上其の効果尠少ならずと信じたるを以て此の年を初めとし毎年同神宮例祭を機とし明治神宮競技大会」を開催することになった。「全国的一大競技を行ふ」ことは、「明治大帝の御聖徳を懐仰する」ことにあるとする

この内務次官通達の本旨は、まさに1924年に具体化した、政府主導によるスポーツの政策化の動向を象徴的に示したものであった。

「大会」の準備は順調にすすみ、以下のような組織、運営の下で開催される運びとなった²¹⁾。

・日程

大正13年10月30～11月3日 5日間

・会場

トラックフィールド	明治神宮外苑競技場
フットボール	同 上
ホッケー	同 上
バレーボール	同 上
バスケットボール	同 上
相撲	明治神宮外苑土俵
柔道	同 外苑道場
剣道	同 内苑北鳥居内道場
弓道	同 上
ベースボール	立教大学、早稲田大学、 田園都市グラウンド
水泳	芝公園プール
ボートレース	隅田川
テニス	東京帝国大学及び慶応 大学コート
馬術	代々木練兵場

・役員

主催	内閣総理大臣	加藤 高明
所管	内務大臣	若槻礼次郎
顧問	大日本武徳会会長	八代 六郎
	明治神宮奉賛会理事長	阪谷 芳郎
	東京商工会議所会頭	藤山 雷太
	文部次官	松浦鎮次郎
	陸軍次官	津野 一輔
	海軍次官	安保 清種
	明治神宮宮司	一戸 兵衛
	陸軍戸山学校長	等々力森蔵
	東京府知事	宇佐美勝夫
	警視總監	太田 政弘
	東京市長	中村 是公
	日本青年館理事長	近衛 文麿
		嘉納治五郎
		岸 清一

朝吹 常吉
平沼 亮三
安部 磯雄

其他競技別準備委員 〈略〉

・選手

構成 青年団、一般（学生を含む）、軍人、女子を対象

選出 青年団は、都道府県別単位に各 10 名程度を選出。

一般及び女子は、全国を北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州、台湾、朝鮮及び関東州（満州を含む）の 12 区に分け選出。

・競技種目及び選手数

トラックフィールド	896名
フットボール	122
ホッケー	44
バレーボール	55
バスケットボール	72
相撲	239
柔道	44
剣道	434
弓道	201
ベースボール	221
水泳	100
ボートレース	270
テニス	188
馬術	213
計	3099名

次に、「大会」の主要内容であった開会式は、以下のような要領で実施された。この開会式の状態を把握することは、「大会」の性格を明らかにしていくうえで、重要な分析視点となる。

この「大会」を所管した内務省は、開会式の状態を次のように報告している⁹⁾。すなわち、「半歳に跨る各競技部の諸般の準備漸く成たるを以て十月三十日午前九時より各省大臣在京貴衆両院議員、帝国駐在大公使、都下運動団体及通信機関代表者其他関係者二千餘名を招待し明治神宮外苑競技場に於て開会式を挙行せり……若槻内務大臣を初め多数の来賓、各地より

参加の光榮を有する三千餘の選手及監督者等着席するや内務大臣の式辞、選手総代の宣誓、総理大臣の祝辞あり畢て山田衛生局長は選手総代を引率して明治神宮に参拝し、明治大帝の御神前に奉告するところあり式後直に競技を開始せり」と報告している。

内務省より発表された開会式次第と、神宮参拝次第を以下に掲げる²²⁾。

開会式順序

1. 奏楽
1. 役員選手着席
1. 来賓着席
1. 奏楽
1. 開会ヲ宣ス
1. 内務大臣式辞
1. 宣誓式
1. 内閣総理大臣祝辞
1. 神宮参拝ノ為、競技部代表及選手代表退場
1. 閉会ヲ宣ス
1. 奏楽
1. 一同退席

代表者神宮参拝次第

1. 一同整列
1. 手水
1. 修祓
1. 参拝（拜殿に参進）
 - 役員総代 } 玉串を捧げ一同参拝
 - 選手総代 }
1. 退出

この開会式に臨んで、内務大臣、若槻禮次郎は次のような式辞を送っている¹⁰⁾。すなわち、「国民の心身を鍛練し興国の精神を發揚する上に於て運動競技に勝るものは極めて鮮いのである。……毎年明治神宮例祭を機とし明治神宮競技大会を開催し、広く各般の競技を行はんとするのは即ち明治大帝の御聖徳を偲び奉ると共にこの機運を促進し益々斯道の普及を図って国民

「明治神宮競技大会」成立の歴史的意義

の剛健なる精神と身体とを鍛練せんと欲するに外ならぬのである。……運動競技の尊ぶべきはその技の末にあらずしてその精神の發揮にあることは言を俟たぬのである。本大会はその開催の趣旨に鑑み特にこの点に重を置かんことを期したいと思ふ。選手諸君は宜しくこの趣旨を体し徒に勝敗に重を置くことなく正々堂々平素鍛練せる成果を発現するに努め神明に誓って一点卑屈の挙措なきを期せられたい」と述べている。

また若槻の式辞に続き、内閣総理大臣 加藤高明は、その祝辞を次のように述べている¹¹⁾。すなわち、「神前に技を競ふは我国に古来永く行はれ来りし所にして上神明に祈り下良心に誓ひ一に其意を誠にして各其鍛練せる所につき切磋琢磨するは最も会心の事ならずんば非ず、殊に明治大帝は新日本建設の英主に在し国民最高の中心なり、今諸君は此明治神宮の外苑に集ひ我国古来の慣ひによりて競技の事に従はんとす希はくは競技の真髓とする所を体し身体の鍛練精神の修養を念とし苟くも違ふなからんこと」を強調している。

このような「大会」主催者から送られた式辞及び祝辞を受け、明治神宮競技大会参加選手代表として、納戸徳重は次のような選手宣誓を行っている¹²⁾。すなわち、「茲に明治大帝の御聖徳を追慕し奉り明治神宮競技大会開催せらるるに方り生等皇土の各地より代表選手として選ばれ技を先帝御照鑑の下に競わんとす。一同誓って大臣閣下の告諭に副ひ奮闘努力以て選手たるの本分を全うせんことを期す」と宣誓している。

以下のように開会式は、「秋空一碧拭子が如く誠に全国的大競技会を祝福すべき運動日和」のもと、役員、来賓、選手を含む 5000 名餘の参加者をえて盛況裡に終了した¹³⁾。

こうして第 1 回「大会」は、10 月 30 日から 11 月 3 日にいたる 5 日間、明治神宮外苑競技場を中心にして、14 競技 3000 名餘の参加選手によって競技が開始されることになった。競技日程は以下のように設定された¹⁴⁾。

トラックフィールド 11月1、2、3日
フットボール 10月30、31日

ホッケー	10月31日	
バレーボール	10月30日	
	11月1、2日	
バスケットボール	10月30日	
	11月1、2日	
相撲	11月1、2、3日	
柔道	11月1、2、3日	
剣道	11月1、2、3日	
弓道	11月1、2、3日	
ベースボール	10月31日	
	11月1、2日	
水泳	10月31日	
	11月1日	
ボートレース	11月1、2日	
テニス	10月30、31日	
	11月1、2、3日	
馬術	11月2日	
なお大会期間中、各競技会に列席が見られた皇族は、以下の通りであった ¹⁵⁾ 。		
10月31日	秩父宮家	外苑競技場
	加陽宮家	同上
11月1日	秩父宮家	外苑競技場 相撲場
11月2日	秩父宮家	早大野球場、隅田川漕艇競技場、慶大テニスコート
	清宮家	外苑競技場、早大野球場
	東伏見宮家	帝大テニスコート
	久邇宮家	外苑競技場、帝大テニスコート
	朝香宮家	外苑競技場
11月3日	秩父宮家	外苑競技場
	東伏見宮家	同上
	山階宮家	同上
	久邇宮家	同上
	北白川宮家	同上及柔道場
	竹田宮家	同上

「大会」成立をめぐる趣旨及び内容は、以上に述べてきたところである。なお「大会」期間中の各競技別の実施計画、経過、競技状況及び成績、経費等については、「第一回明治神宮競技大会報告書」において詳述されているところ

である。

こうして「大会」は、戦前における唯一の総合的なスポーツ大会として成立することになり、時代の中核となる青年層を担い手に、第1回より第14回を以て中止となるまで、国民的な関心を集めた大会として、近代日本スポーツ史に足跡をとどめていくことになった。

3. 「明治神宮競技大会」の歴史的意義について

以上述べてきたように、1924年に成立を見るにいたった本「大会」は、近代日本スポーツ史に画期を刻する大会となった。以下では、その成立の歴史的土壌となった、1920年代にいたるスポーツの基本動向の中で、「大会」をめぐる時代的、社会的要因との関連を探り、その歴史的意義を検討しようとするものである。

いうまでもなく近代日本におけるスポーツは、すでに1870年前後に欧米先進諸国から受容され、当時における上層階級の育成基盤として、定着を見たところに基本的な特徴があった。「完全主義ノ学士ヲ陶成セント期スル」ことに求められたこの時期におけるスポーツは、特権的な身分と結びついた社会的な権威の表象として、規定されるところのものとなった。またそのことは、高等教育機関におけるスポーツにとどまることなく、スポーツ競技会にも貫かれていくことになった。スポーツ団体の統轄組織となった大日本体育協会が規定した参加選手資格「学生たり紳士たるに恥じざる者」⁴⁾は、まさに「民衆不在のスポーツ」の性格を象徴的に示したものであった。

しかしながら一方で、この時期における諸史料が示すように²³⁾、民衆の苛酷な生活労働条件の中で、スポーツへの取り組みを可能にする主体的条件も欠如していたことに注目しておくことが重要である。

こうして、1920年代にいたるスポーツの基本動向には、以上のような「民衆不在のスポーツ」動向があり、それは来たるべきスポーツの普及と、政府によるスポーツの政策化へ向けて、その歴史的土壌が形成されていく前哨となるものであった。

このような1920年代にいたる民衆不在のスポーツ動向は、やがてスポーツをとりまく社会的な状況の発展の中で、大きくその動向を変化していくことになった。すなわち大正デモクラシー以降の民衆の生活を守り、民主的な諸権利を獲得する労働運動や農民運動等の広汎な社会運動の発展状況の中で、徐々に民衆の生活に見られる政治的地位や経済的諸条件が改善され、向上していくという社会的な状況の発展があったことであった。

こうした時代的、社会的な状況の発展を背景にして、やがてスポーツに対する社会的な関心を高め、広く普及していく土壌が形成されていくことになった。それは欧米先進諸国から受容されたスポーツが、身分的な閉鎖性を伴って定着した高等教育機関の枠を越え、中、小学校など学校教育全般にわたり、そしてさらには地域社会へもその広がりを見せ始める等、民衆の生活の中に定着化を呈する状況が生まれてきたことであった。

1920年代にいたる、近代日本スポーツ史に画期を刻することになった「明治神宮競技大会」は、以上のようなスポーツをめぐる時代的、社会的状況の発展を通じて、成立するにいたったものであった。

1924年に成立した本「大会」は、全国体育デーの設置、オリンピック国際大会に対する国庫補助金の交付と並んで、わが国において初めてスポーツが、政府の政策対象となって具体化した点において、注目すべきスポーツの新たな発展状況を見るにいたったことであった。

すなわちこのことは、従来スポーツが身分的閉鎖性にもとづく上層階級によって占有されていた状況から、徐々に広汎な民衆の生活の中に定着し始めてくる状況への変化の中で、政府が主体的にスポーツを政策対象として位置づけ、その奨励を図るにいたったことを意味するものであった。

そしてそのうえで、この「大会」が政策対象とされるにいたった意図を把握しておくことが重要である。すでに大会開催の趣旨、及び関係者による式辞、祝辞、宣誓等に関する記述で明

らかにされているように、その意図は、「明治大帝の御聖徳を敬仰する」ことを目的として成立を見たものであった。すなわちそれは、基本的にはわが国における大日本帝国憲法にもとづく天皇制国家体制の下で、天皇制のイデオロギーによる民衆統治を意図した、政府主導による政策展開としての性格をもったものであったとして位置づけることができよう。

こうして、政府によるスポーツに対する政策化の動向は、1924年における「明治神宮競技大会」を含む三主要政策を契機にして、以後1926年における「学校体操教授要目」の改正による学校体育へのスポーツ教材の導入、さらには1928年における体育行政機構の確立へと、政府のスポーツ政策が全面的に展開されていくことになる。その意味で、「明治神宮競技大会」が、近代日本におけるスポーツの展開過程において果たした歴史的役割は、きわめて重要なものであったと言わなければならない。

む す び

近代日本におけるスポーツの展開過程において、「明治神宮競技大会」の成立をめぐる歴史的意義を、1920年代にいたる時代的、社会的要因との相互関連の中で位置づけ、その検討を試みてきた。このことを通じて明らかにしたのは、以下の2点である。

その1つは、「明治神宮競技大会」の成立に象徴される、スポーツに対する政府の政策化が意図され、具体化するようになるには、スポーツの担い手となる民衆の生活労働条件が改善され、それを基盤としてスポーツに対する民衆の関心や要求が高まりを見せるという、スポーツ状況の成熟が不可避の歴史的条件となるということが明らかになったということであった。

その2つは、そうしたスポーツ状況の成熟を挺子として、政府によるスポーツの政策化を通じて、民衆の政治的、思想的操作が意図されていたということであった。「明治大帝の御聖徳を敬仰する」ことを目的として成立した「明治神宮競技大会」は、その歴史的な範型として

の役割を果たすことになったといえよう。

そしてこの「大会」は、1930年代を迎えて、満州事変から日中戦争にいたる戦時体制化の中で、大きく変質し、やがて第14回をもって中止されることになる。この間の歴史的検討に関しては、今後の研究課題に委ねることとする。

引用・参考文献

- 1) この「民衆不在のスポーツ」の概念は、1870年前後に、欧米先進諸国から受容されたスポーツの定着過程における一特徴を示したものとして規定されたものであり、『体育史』(世界教育史体系 第31巻)、『スポーツ教育』(スポーツを考えるシリーズ 3)等で記述されている。
- 2) 東京帝国大学運動会主催、第一回春季大競漕会(1886年)において行われた総長 渡辺洪基の演説。
- 3) 大日本体育協会編：大日本体育協会史、(上)、27、1931。
- 4) 大日本体育協会編：スポーツ八十年史、101、1959。
- 5) 前掲書：大日本体育協会史、16。
- 6) 加賀秀雄、中村敏雄、荒木豊：スポーツ教育、大修館、106、1978。
- 7) 同上書、106。
- 8) 内務省：第一回明治神宮競技大会報告書、1、1924。
ここでは、「大会」開催の基本計画と趣旨及び要項が、内務次官通達として、各地方長官、文部次官、明治神宮奉賛会長、陸軍次官、海軍次官、東京市長等宛へ発せられた。
- 9) 同上書、90。
- 10) 同上書、91～92。「大会」開会式の冒頭において行われた、主管大臣である内務大臣 若槻禮次郎の式辞の要旨。
- 11) 同上書、93。「大会」開会式におけ、内閣総理大臣 加藤高明の祝辞の要旨。
- 12) 同上書、93。「大会」開会式における、明治神宮競技大会参加選手代表 納戸徳重の選手宣誓の全文。
- 13) 同上書、90。
- 14) 同上書、95～96。施設状況などを含む各競技部の競技を経て、14競技にわたって確定した日程。
- 15) 同上書、94。「明治大帝の御聖徳を敬仰する」ことを目的として成立した「大会」の性格から、競技期間中、10皇族に及ぶ列席が認められ、天皇家の威信を象徴する一面をも備えた「大会」となった。
- 16) 1924年9月22日、雑学第26号をもって「全国体育デー実施促進並普及方」に関する文部次官通牒が発せられ、以後「全国体育デー」は政府主催行事として恒例化していくことになった。
- 17) ちなみに、1924年の第一回「全国体育デー」には、

加賀

- 15,495 団体が参加し、1926 年の大正末における第三回「全国体育デー」には、22,264 団体が参加するなど盛況を呈した。
- 18) オリンピック国際大会や極東選手権競技大会に対する、国庫補助金の交付が恒例化したことは、大会参加のための大きな財政的支援となったが、他方でスポーツに対する国家による指導、監督の道を開くことにもつながっていくことになった。
 - 19) 1913 年に公布された「学校体操教授要目」は、1926 年 5 月 27 日文部省訓令第 22 号をもって、最初の改訂が行われた。このことによって、従来学校教育における体操科教材として設定されてきていた「体操、教練、遊戯、剣道及柔道」に加えて、初めてスポーツ教材として「競技」の導入を見ることになった。このことは学校教育をめぐる大きな変容であり、それはスポーツに対する社会的な関心の高まりを反映したものであった。
 - 20) 1900 年 4 月 1 日、文部省分課規定の改正によって「学校衛生課」が設置され、「体育運動ニ関スル科ト」は同課の専管事項となった。以後 20 数年を経て、1928 年 5 月 4 日、文部省分課規定の改正によって、「学校衛生課」は「体育課」と改称された。これによって、学校教育、学校衛生ならびに社会体育行政の一元化が確立することになった。
 - 21) 「第一回明治神宮競技大会報告書」より、組織や運営についての関係事項を集約し、作成したもの。
 - 22) 同上書より、「開会式順序」及び「代表者神宮参拝次第」を一覧表として作成したもの。
 - 23) この時期における民衆の苛酷な生活労働条件に関して、科学的に明らかにした文献として、野呂栄太郎『日本資本主義発達史』、風早八十二『日本社会政策史』、山田盛太郎『日本資本主義分析』、農商務省編『職工事情』等が参考になる。

(1994 年 12 月 6 日受付)